

各所属長 様

一般財団法人
千葉県公立学校教職員互助会理事長
(公印省略)

令和 5 年度人間ドック等補助金事業の実施について(通知)

このことについて、指定医療機関で人間ドック及び脳ドックの利用者に対する健診料の補助事業を下記のとおり実施します。

なお、人間ドックにつきましては、昨年度まで事前申請により承認書を発行し、補助額を差し引いた額で受診していたものを今年度から全て事後請求する方法に変更します。(事後請求できるのは互助会補助額分のみ)

貴所属互助会員に周知されるとともに事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

人間ドック健診料補助事業

1 対象者

I 人間ドック
次に掲げる者のうち、令和 5 年 4 月 1 日現在、満 30 歳以上の者 (1) 互助会員 (2) (1) の被扶養者
II 60 歳 1 日人間ドック
互助会員のうち、昭和 38 年 4 月 2 日から昭和 39 年 4 月 1 日生まれの者
III 勸奨退職者 1 日人間ドック
互助会員のうち、令和 5 年度末で勸奨により退職見込みの者 (60 歳未満)

2 指定医療機関

「令和 5 年度指定医療機関一覧表」記載の医療機関 (P. 8~12)

3 実施期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 補助の対象となる金額

I 人間ドック（本人、被扶養者）

- (1) 本人 15,000円
- (2) 被扶養者 5,000円

II 60歳1日人間ドック 基本健診料全額（税抜）

III 勸奨退職者1日人間ドック 基本健診料全額（税抜）

互助会加入者に限り、昭和38年4月2日から昭和39年4月1日生まれの方及び令和5年度末60歳未満で勸奨退職見込みの方が1日人間ドックを受診した場合、自己負担額のうち、基本健診料（税抜）について全額を補助します。

ただし、1泊2日、通院2日を受診した場合は「I 人間ドック（本人）」の補助金額となります。

※基本健診料にかかる消費税は自己負担です。

※公立学校共済組合が実施する人間ドック補助と併せて補助を受けられるので、共済組合発行の受診券を使用して受診した後、互助会へ請求してください。

※公立学校共済組合の人間ドック補助については、共済組合から別途通知されます。

5 請求手続き

- (1) 指定医療機関に予約をしてください。
- (2) 互助会の会員証を提示し、予約した医療機関で人間ドックを受診してください。
- (3) 指定医療機関で健診料を全額支払い、領収書を受け取ります。
- (4) 「人間ドック補助金請求書」（P.5をコピー又は互助会のHPからダウンロード）に記入の上、互助会へ請求してください。
勸奨退職者の場合は「人間ドック補助金請求書（勸奨退職者用1日人間ドック）」（P.6をコピー又は互助会のHPからダウンロード）に記入の上、互助会へ請求してください。
 - ・領収書の原本（コピー、再発行不可）を添付すること。
 - ただし、請求書に医療機関の証明があれば、領収書の添付は不要。
 - ・「人間ドック補助金請求書」による請求の時効は3年。
- (5) 書類確認後、本人口座へ補助金を振り込みます。

※II 60歳1日人間ドック又はIII 勸奨退職者1日人間ドックは、年度中に1日（日帰り）コースを受診した場合に利用できます。

※勸奨退職者の方が既にI 人間ドック（本人）の補助額を請求済みの場合は「人間ドック補助金請求書（勸奨退職者用1日人間ドック）」（P.6）のみ提出してください。
書類確認後、本人口座へ差額分の補助金を振り込みます。

6 留意事項

- (1) 人間ドックの補助は年度内1回限りです。
- (2) 指定医療機関以外で人間ドックを受診した場合、補助は受けられません。
- (3) 1日人間ドック（Ⅱ 60歳、Ⅲ 勸奨退職者）の補助については、在職中1回限りとし、1日（日帰り）人間ドックで受診した時に限ります。1泊2日、通院2日を受診した場合は「Ⅰ 人間ドック（本人）」の補助金額となります。
- (4) 今年度受診分より共済組合の補助額の事後請求はできません。必ず共済組合発行の受診券を使用して受診してください。
- (5) 健診結果の写しは不要です。
※過年度分の請求では必要な場合があります。
- (6) 過去（令和2年度～令和4年度中）に受診したものを請求する場合は旧様式で請求してください。旧様式は互助会及び共済組合のHPからダウンロードしてください。
※共済組合分の補助を含むものは必ず令和5年9月29日（金）までに請求してください。（必着）
期限を過ぎて請求された場合、共済組合分の補助額は給付できません。